

患者さんへ知っていただきたいこと

患者さんの権利と義務(責務)について

医療行為は患者さんと医療者である私たちとの信頼関係の上に成り立つと認識しています。大西病院では、信頼され安心して受診していただける病院を目指しています。その実現のために、患者さんの基本的な権利を明確にし、これを尊重すると同時に、患者さんにも守っていただきたい義務について、ここに要望します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

『患者さんの権利』

■ 公平でかつ良質な医療を受ける権利

すべての患者さんは、その社会的地位・国籍・宗教はもとより疾病の種類などによって差別されることなく、公平で良質な医療を受けられます。

■ 個人(人間)として尊重される権利

すべての患者さんは、個人としてその価値観を尊重され、一人の人間として尊厳をもって接遇されるとともに、自らの意見を述べる権利があります。

■ 十分な説明と情報提供を受ける権利

すべての患者さんは、病気・検査・治療・危険性・他の治療方法や見通しなどについて、理解しやすい方法で、十分な説明と情報提供を受ける権利があります。ただし、情報開示により患者さんに生命あるいは健康に重大な害を与える可能性がある場合には、例外に情報開示が制限されることがあります。

■ 自らの意思で選択・決定する権利

すべての患者さんは、自ら受ける検査や治療方法などについて、説明を受けた上で自分の意思で選び決定する権利があり、一方で、希望しない医療を拒否したり医療機関を選択したりする権利があります。そのため、カルテを含む診療情報の開示やセカンド・オピニオンを求めることができます。

■ プライバシー保護(自分の情報を承諾なく第三者に開示されない)の権利

すべての患者さんは、自身の身体や病気をはじめとするすべての個人情報及びプライバシーを守られる権利があります。

『患者さんの義務（責務）』

■ 正確な情報を提供する義務

病気は、患者さんと医療従事者が協力して治療するものです。患者さんは、医師をはじめとする医療提供者に、自らの過去の病歴を含む健康に関する詳細な情報および診療中の変化をできるだけ正確に伝えてください。

■ 疾病や医療を十分理解するよう努力する義務

自らの疾病や医療について医療従事者の説明を理解することに努めてください。また、できるだけ正確な意思表示をしてください。

■ 医療に積極的に取り組む義務

検査や治療について、納得し合意した方針には意欲をもって取り組む義務があります。

■ 診療に対する協力をする義務

- (1) すべての患者さんが快適な環境で医療が受けられるよう、病院内での規則ならびに病院職員の指示を守る義務があります。
 - (2) 社会的なルールを尊重し、他の患者さんのプライバシーなどの権利に配慮する義務があります。
 - (3) 医療費を適正にお支払いいただく義務があります。
-

※ 提供される医療および医療的サービスには、医学・社会・経済・倫理などの様々な要因により限界があることをあらかじめご了解、ご認識ください。

病院長

各位

迷惑行為があった場合、 診療をお断りすることがあります

大西病院では、患者さんの安全を守り適切な治療を行うことを第一に診療を行っておりますが、以下のような迷惑行為があった場合には、警察への連絡・即時退院・診療をお断りする場合があります。

当院職員や他患者さんに対してハラスメント行為や暴力行為があった場合、もしくはその恐れが強い場合

- 大声・暴言・脅迫的な言動により病院業務を妨げた場合
- 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合
- 建物設備等を故意に破損させた場合
- 危険な物品を病院内に持ち込んだ場合
- 病院敷地内で喫煙をした場合
- 飲酒をして来院した、また病院敷地内で飲酒した場合

病院長